

恩賜財団母子愛育会は、昭和8年12月23日の現天皇陛下御誕生を機に昭和天皇から伝達された御沙汰書をもとに、当時ほとんど顧みられることのなかった母子の保健と福祉を向上させるため、昭和9年3月13日、創立されました。以来約80年にわたって母子保健・福祉を中心とした事業を行い、我が国の母子保健・福祉の向上、発展の一翼を担ってきたと自負しております。

今後により一層充実した事業を行うため、多くの皆様のご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



主な事業概要

1. 愛育推進部

昭和11年から始まった愛育班活動は、全国で約42,000人の班員が活動を行っています。

子どもから高齢者までの健康づくりを目的に、自治体の保健師等と連携しながら地域の人々への「声かけ・見守り」活動や「子育て支援活動」「健康づくり活動」を行っている自主的な活動です。本会では、愛育班員及び保健師へ研修等の支援を行うと共に、功績あった愛育班員や保健師に対し表彰を行い愛育班活動の推進に努めております。

2. 愛育研究所

母子保健、周産期を中心にした研究、相談事業を行っています。

3. 総合母子保健センター

(1) 愛育病院（港区芝浦）

産婦人科・新生児科・小児科・小児外科・皮膚科・内科・麻酔科の診療科及び健診部を有し、「母と子の安全で快適な医療・看護の提供」を基本理念に医療・保健・子育て支援等を行っています（病床数160床）。また東京都の総合周産期母子医療センターとして、都内及び近県の母子医療の充実、向上のため責務を果たしております。

愛育病院では社会福祉法、児童福祉法に基づき、助産施設、無料又は低額での診療や無料講演会等も行ってまいります。

(2) 愛育クリニック（港区南麻布）

産婦人科・小児科・小児精神保健科・母子保健科からなるクリニックです。

(3) 研修部

母子保健・福祉領域の現任教育機関として、医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、保育士、検査技師等の専門家を対象に研修事業を行っております。

(4) 研究開発部（特殊ミルク事務局）

国の「代謝異常児特殊ミルク供給事業」の事務局として、先天性代謝異常症の治療に必要な「特殊ミルク」の安定供給事業を行うほか、品質の改良と開発、関係機関への情報提供等を行っております。

4. 教養施設

愛育幼稚園が3歳以上の幼児の3年保育を、ナーサリールームが東京都の認証保育所（3歳未満児）、愛育病児保育室（港区委託）を運営しております。

ご寄附の利用目的

いただいたご寄附は、下記の目的で使用させていただきます。

- (1) 愛育班活動の育成指導
- (2) 愛育研究所の運営及び整備
- (3) 総合母子保健センター（愛育病院他）の運営及び整備
- (4) 教養施設（愛育幼稚園、ナーサリールーム）の運営及び整備

ご寄附の申込み方法

ご寄附のお申込みは、末尾の「寄附申込書」を印刷して頂き、必要事項をご記入の上、下記宛ご送付願います。

〒 106-8580
東京都港区南麻布五丁目六番八号
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 会計課
TEL : 03-3473-8313

寄附金手続きの流れ

◆個人用・法人団体用

①寄附申込書の記入

末尾の「寄附申込書」を印刷し、必要事項のご記入・ご捺印をお願いします。

②寄附申込書の送付

ご記入いただいた「寄附申込書」を社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 会計課までご送付下さい。

③寄附金の振込

下記の銀行または郵便局の口座にお振込み下さい。

(振込先・口座番号・口座名)

- ・ 三井住友銀行 麻布支店 普通預金 No. 1214791 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会寄附金口
- ・ みずほ銀行 六本木支店 普通預金 No. 4404107 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会寄附金口
- ・ ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 No. 0449906 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会寄附金口

④領収証等受領

入金確認後、「領収証」をご送付します。

ご寄附に対する免税の取り扱い

1. 所得税及び所得のご寄附による控除

◆所得控除制度

寄附金額が2千円を超えた場合、その超えた金額が課税所得から控除され、所得税が減税されます。

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄附金額が大きい場合には、減税効果が大きくなります。

(寄附金額※1 - 2,000円) = 所得控除額

※1 控除対象となる寄附金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

2. 個人住民税のご寄附による控除

平成20年度税制改正により、都道府県・市町村の条例によって指定された寄附金については、個人住民税の寄附金控除(税額控除)を受けることができます。

(寄附金額※1 - 2,000円) × 控除率※2 = 住民税控除額

※1 控除対象となる寄附金額は、その年の総所得金額等の30%が上限となります。

※2 都道府県の指定は4%、市町村の指定は6%、双方の指定は10%となります。

3. 所得税及び個人住民税に関する手続き

所得税と個人住民税について、双方とも優遇措置を受ける場合は、寄附をした翌年に所轄税務署で所得税の確定申告を行ってください。

個人住民税の寄附金控除(税額控除)のみを受ける場合は、住所地の都道府県・市町村にご相談ください。

寄附金による控除手続きに必要な「領収証」は、寄附金が入金され所定の手続きが終わり次第お送りいたします。

4. 法人・団体の場合

社会福祉法人に対するご寄付は、一般の寄付金とは別枠で寄附金の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で、確定申告時に損金算入をすることができます。

詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。

ご寄附に対する顕彰

◆寄附者の公表

寄附者のお名前(個人・法人団体名)は、ホームページ等で紹介させていただきます。なお、ホームページ等の掲載の可否につきましては、事前にご確認させていただきます。

個人情報保護への取り組みについて

寄附事業の趣旨にご賛同賜り、ご寄附いただいた方の氏名、住所その他の個人情報は、個人情報保護法及び関係法令に従い適正に管理します。

お問合せ先

ご寄附・ご支援に関するお問合せは、下記部署へお問合せ下さい。

〒106-8580 東京都港区南麻布5丁目6番8号

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 会計課

TEL:03-3473-8313 FAX:03-3473-8300